

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 災害廃棄物処理業務（岩手県大船渡市平成25年10月～平成26年1月分） 3,300トン
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年9月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 公益財団法人東京都環境公社 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 漁網系混合廃棄物処理 1トン当たり99,750円
 - (2) 運搬料 1基当たり75,915円
 - (3) 12フィートコンテナ使用料 一式29,867,985円
 - (4) 放射能測定料 一式1,009,978円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当